

**令和 7 年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託  
企画提案募集要領**

**1 趣旨**

本要領は、令和 7 年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

**2 業務概要**

(1) 業務の名称

令和 7 年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和 7 年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約（予定）期間

令和 7 年度契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）

(4) 契約限度額

4,278 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び書類提出先等

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 12 階

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課交流・継承班

電 話 054-221-3746 FAX 054-221-3757

Email sekai@pref.shizuoka.lg.jp

**3 参加資格**

この企画提案に参加することができるのは、次の（1）～（8）のすべてを満たす者とする。

(1) 日本国内に本社を有する者であること。

(2) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）において、自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の業務実績があること。

(3) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 直近 1 年間に於いて、国税又は地方税を滞納していないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 企画提案書及び応募申込等

##### (1) スケジュール（予定）

| 内 容                | 日 程                     |
|--------------------|-------------------------|
| 企画提案募集要領等の公表       | 令和 7 年11月 7 日（金）        |
| 質問受付期限             | 令和 7 年11月14日（金）午後 5 時まで |
| 質問に対する回答           | 令和 7 年11月18日（火）まで       |
| 参加表明書等の提出期限        | 令和 7 年11月19日（水）午後 5 時まで |
| 企画提案書の提出期限         | 令和 7 年11月21日（金）午後 5 時まで |
| 審査（プレゼンテーションにより実施） | 令和 7 年11月27日（木）         |
| 候補者決定（選定結果の通知）     | 令和 7 年11月28日（金）         |

##### (2) 質問

質問は、「質問用紙」（様式第 1 号）により、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの送信後、確認のため当課宛てに電話で連絡を行うこと。

ア 受付期間：令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時まで

※ 件名に「企画提案に関する質問」と記載のこと。

イ 回答方法：令和 7 年 11 月 18 日（火）までに、質問及び回答を、質問者全員に電子メールにて連絡するほか、静岡県ホームページ上に掲載する（質問者名は記載しない。）

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては、個別に回答する場合がある。

##### (3) 参加表明書等の提出

企画提案への参加を希望する場合は、次に掲げる資料を電子メールにより令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時までに提出すること。

| 提出資料              | 内 容                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 参加表明書（様式第 2 号）    | 様式のとおり                                                                          |
| 業務の実績（様式第 3 号）    | 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）における自治体及びこれに類する団体、観光団体等での同種の業務実績（業務名、発注機関、業務概要等）を記載すること |
| 会社概要等が分かる資料（任意様式） | —                                                                               |

##### (4) 企画提案書の作成

別添「令和 7 年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託企画提案書作成要領」のとおり。

##### (5) 企画提案書等の提出

企画提案書は、電子メールまたは郵送、持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ア 受付期間：令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時必着

※郵送又は持参の場合は、8 部用意すること。

イ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理した旨を電子メールにて通知する。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案書は、1 者 1 提案とする。

※ 企画提案書提出後の修正や追加資料は認めない。

##### (6) 審査（プレゼンテーション）

ア 日時：令和 7 年 11 月 27 日（木）の指定した時間（時間は別途通知する。）

イ 場所：静岡県庁内の指定した場所

ウ 1 者当たりの所要時間：プレゼンテーション 20 分程度  
質疑応答 5 分程度

- ※ 当日はHDMI接続のモニター等を1台県で用意するが、その他必要な機器は企画提案参加者が持ち込みを行うこと。
- ※ 時間、場所等は、辞退者を除く全ての企画提案者に通知するが、応募多数の場合は、静岡県職員で構成する「令和7年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定委員会」の審査員が協議の上、事前に全ての企画提案者の中からプレゼンテーション参加者を選定する場合がある。

(7) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

## 5 選定

採択は、選定委員会が提案内容の審査をもって行う。

(1) 選定方法

選定委員は、企画提案書及びプレゼンテーション時の説明・質疑応答の内容に基づいて審査を行う。選定委員会の各委員が評価採点し、その採点結果を基に全体協議を行い、企画提案書を採択する。

(2) 審査基準

選定委員会の各委員は、次の項目について審査する。

| 項 目 |                         | 審査基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 事業の理解度                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産富士山の歴史文化的価値や富士山世界遺産センターについて正しく理解しているか。</li> <li>・富士山周辺の観光の現状や課題等について把握しているか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2   | 事業の実行力                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を確実に実行できる体制を有しているか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3   | 事業内容<br>魅力発信・誘客促進のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的を達成するため、適切な現状把握や分析に基づいた効果的な手法、時期、回数等となっているか。</li> <li>・世界遺産富士山の歴史文化的価値を魅力的に伝えるためのイメージが構築されており、広く浸透することが期待できる内容か。</li> <li>・自由な発想に基づき、ターゲット層の興味を引く要素（新規性、流行性、話題性等）が含まれているか。</li> <li>・世界遺産富士山の歴史文化的価値を分かりやすく伝えることができる内容か。</li> <li>・富士山世界遺産センターへの来訪効果が期待できる内容か。</li> <li>・世界文化遺産としての富士山の魅力を引き出し、富士山麓地域の魅力向上につながる内容か。</li> </ul> |
| 4   | 経費見積りの妥当性               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の積算が適切であり、事業内容に見合った経費見積りとなっているか。</li> <li>・適切な事業実施が見込まれる範囲で、比較的低廉な価格となっているか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |

※評価点が60点以上であることを選定の条件とし、応募が1事業者であった場合でも、プロポーザルは有効なものとして扱う。

(3) 選定結果

ア 候補者の選定

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和7年11月28日（金）までに、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者に電子メールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではない。選定後、契約候補者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件（契約内容、仕様書等）などを個別に静岡県と交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

イ 選定結果に対する説明

選定されなかった者（辞退者を除く）は、選定結果について、通知の翌日から5日（土曜日

及び日曜日を除く）以内に書面（自由様式）により、説明を求めることができる。

## 6 契約条件等

### (1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

### (2) 契約保証金

免除する。

### (3) 支払方法等

契約に当たって、委託費は精算払いとする。

### (4) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）

イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

## 7 その他

### (1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある。

### (2) 辞退

参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式4）を電子メールにより令和7年11月21日（金）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

### (3) 失格

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本プロポーザルに関係ある者と本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合